

三浦市
令和7年度
工事技術調査結果報告書

令和8年2月17日

受託者 : 大阪市西区靱本町1丁目8番4号
公益社団法人 大阪技術振興協会
報告書 : 技術士(建設部門 登録番号第30236号)
吉田 達夫

調査実施日 : 令和8年2月4日(水)

調査場所 : 三浦市役所監査委員事務局及び当該工事現場

調査対象部課 : 市長室、総務部(財産管理課、契約課)

監査執行者 : 代表監査委員 長治 克行
監査委員(議選) 長島 満理子

監査立会者 : 監査委員事務局 主任 青木 正行
監査委員事務局 主任 瀬戸山 和美
監査委員事務局 主任 折地 紗由里

調査対象工事 : 三浦市市民交流拠点整備事業公共施設建設工事
(設計・施工一括)

工事担当課 : 市長室 財産管理課

事業主管課 : 市長室

目 次

調査目的	…	2 P
調査結果報告	…	3 P
第1章 工事内容説明者	…	3 P
第2章 工事概要	…	4 P
第3章 調査結果	…	6 P
1. 書類における所見	…	6 P
(1) 工事着手前における指摘事項	…	6 P
1) 計画全般に関する書類について		
2) 設計内容に関する書類について		
3) 積算に関する書類について		
4) 契約に関する書類について		
(2) 工事着工後における指摘事項	…	10 P
1) 施工管理に関する書類について		
2) 施工監理（監督）に関する書類について		
3) 使用材料承認及び試験・検査等に関する書類について		
4) 維持管理業務について		
2. 現場施工状況調査における所見	…	12 P
(1) 現場施工状況における指摘事項	…	12 P
1) 現場施工状況について		
2) 安全管理状況について		
3. その他の所見	…	22 P

【 調査目的 】

現庁舎は、本庁舎・分庁舎も含めて旧耐震による設計であり、耐震補強は実施しているものの役所機能の増加により、地域に分散して業務を行っていることから、市域のほぼ中心に位置する旧神奈川県立三崎高等学校跡地に、市民交流の拠点施設として、市役所等の行政機能、文化・レクリエーション機能、市民の生活を支える商業・サービス機能を集積することで、市の中心核として整備するものである。

当該地区には、既に三浦消防署、ベイシア（スーパーマーケット）、市民交流センターがあり、市内外の方々による賑わいも生まれつつあり、当該事業では、公民連携により市役所及び図書館等の公共施設と民間事業者による商業施設等を整備する計画である。このうち、公共施設建設工事については、市内に点在した行政機能を集約化する新市役所をはじめ、市民生活と密接に関係する県の保健衛生機関などを組み合わせた庁舎を、市域全体を一体化する役割をもつ中心核に必要な公共施設として設置することで、市民の生涯学習活動、文化活動の中心となる図書館及びにぎわい創出や来訪者の利便性向上に資する民間施設の配置により、大いに期待される事業として位置付けられている。

市庁舎自体が災害時において、来庁者や職員の安全を確保するとともに、市民サービス機能を継続するための高い安全性が必要であり、災害時の拠点施設として災害対策本部を補完する役割が求められることから新庁舎の整備が喫緊の課題である。

今回、選定を行う設計業者及び施工業者については、高度の技術力・実績が必要とされるとともに、庁舎機能における業務の効率性や利便性への配慮、防災機能及び耐震性能の確保、建物の長寿命化や環境性能への配慮、また市内経済への波及効果や市内企業の育成を推進し、市民に親しまれる新しい庁舎を実現することが求められている。

事業者選定にあたっては、審議会を設置し、選定基準（募集要項並びに要求水準書）を作成した上で、設計・施工一括請負方式として公募プロポーザル方式により、業者決定を行っている。

こうした背景に基づいて当該事業が着工したことから、実施設計をベースに、現在進行中の工事に対するこれまでの監理方法や施工状況について、その合規性・経済性・効率性・有効性の観点から技術監査を実施するものである。

【 調査結果報告 】

■調査対象工事名 :

三浦市市民交流拠点整備事業公共施設建設工事（設計・施工一括）

第1章 工事内容説明者

市長室	特定事業計画担当課長	盛永 泰（一級建築士）
	技術担当課長	清水 吾郎
	主査	松本 智之

総務部	まちづくり担当部長	盛永 泰
	（市長室特定事業計画担当課長兼務）	
	財産管理課 施設担当課長	二本木 充
	主事	藤平 成樹
	契約課 契約課長	押鴨 岳志
	検査担当	宮越 輝之

設計・工事監理

スターツ CAM・アール・アイ・エー 設計・建設共同企業体

工事請負者

スターツ CAM・アール・アイ・エー 設計・建設共同企業体

スターツ CAM 株式会社

現場代理人 松矢 誠司（監理技術者資格者証）

監理技術者 大浦 裕信（監理技術者資格者証）

第2章 工事概要

1) 工事場所

神奈川県三浦市初声町下宮田字長作5番2

2) 工事内容

・施設名称及び用途

市民交流拠点施設：庁舎棟・付属棟・危険物倉庫・渡り廊下

・建築工事（本庁舎）

敷地面積	15,827.55 m ²
建築面積	3,835.61 m ²
延床面積	9,888.99 m ²
構造規模	庁舎棟：鉄骨造3階建て 杭地業（PHC杭、PRC杭、SC杭） 付属棟：鉄骨造2階建て 杭地業（PHC杭、PRC杭）

但し、杭工法はプレボーリング拡大根固め工法

庁舎棟

1階	風除室、エントランスホール、大会議室、生活訓練室、栄養指導室、医師会事務局、共同書庫、警備員控室、男女更衣室、印刷室、県保健センター事務室、所長室、細菌検査室、歯科保健室、化学検査室、衛生教育室、会議室1・2、資料室、県保健所倉庫、電話交換室、健康相談室、健康診察室 他
2階	お客様センター、多目的スペース、執務室、福祉支援窓口、相談室、会計課、金庫室、税務課書庫、風除室、エントランスホール、職員休憩室、教育長室 他
3階	風除室、エントランスホール、会合室1～6、執務室、議場、議会会議室1～2、議会事務局、議会図書館、正副議長室、議会応接室、議員控室1～4、職員応接会議室、市長室、市長応接室、副市長室、秘書室、執務室 他
PH階	受変電設備、発電機、設備機械室1・2、室外機置場、屋上庭園 他

付属棟

1階	エントランスホール、資材庫、水道機材庫、公用車車庫、運転手控室、外部倉庫、屋外倉庫、ゴミ庫、機械室 他
2階	エントランスホール、契約課、選挙管理委員会、監査委員事務局事務室、監査委員事務局会議室、文書保存倉庫1・2、組合事務室、労務員控室 他
共通	階段（1・2）、廊下、ELV（庁舎棟2基、付属棟1基）、男女トイレ、多目的便所等

3) 入札方式

4) 工事請負者（設計・監理業務を含む一括請負）

スターツ CAM・アール・アイ・エー 設計・建設共同企業体

代表者：スターツ CAM 株式会社 代表取締役 井上 智行

構成員：株式会社アール・アイ・エー 横浜支社 支社長 永澤 明彦

5) 現場代理人

スターツ CAM 株式会社 松矢 誠司（監理技術者資格者証）

6) 監理技術者（または主任技術者）

監理技術者

スターツ CAM 株式会社 大浦 裕信（監理技術者資格者証）

7) 工事費

設計価格	4,200,000,000 円（消費税含む）
予定価格	4,200,000,000 円（消費税含む）
請負金額	4,199,800,000 円（消費税含む）
（契約変更後	4,757,813,500 円（消費税含む））
請負率	99.995%（対予定価格）

8) 工事期間

令和5年9月28日 ～ 令和8年11月13日

9) 工事進捗状況

計画出来高 43.85% 実施出来高 39.14%（令和8年1月末現在）

10) 公告日

令和5年1月30日

11) 優先交渉権者等の公表

令和5年7月6日

12) 財源内訳

単 費（地方債 4,253,000,000 円 一般財源 5,714,000 円）
その他（国庫支出金 241,100,000 円 その他 258,000 円）

13) 契約日

令和5年9月28日（変更契約日：令和7年1月22日）

14) 履行保証

履行保証保険（東日本建設業保証株）に加入

第3章 調査結果

1. 書類における所見

工事関係書類について調査した結果、工事監理に必要と思われる書類等の記録及び保管については、よく整理されていることが理解できる。その都度提示された書類を調査し、疑問点は関係者に質問するとともに、当該工事の計画・調査・設計・積算・契約・施工管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果は、統括的には概ね良好と判断された。

尚、特に留意すべき個々の指摘事項については、以下の各項に示す通りである。

(1) 工事着手前における指摘事項

1) 計画全般に関係する書類について

- ・ 三浦市市長室、総務部財産管理課及び契約課の各職員から、当該工事の事業目的と工事決定に至る経緯について説明を受けた。
- ・ 三浦市としては、地元住民に対して令和5年2月1日から3月2日にかけて募集要項・要求水準書に係るパブリックコメントを実施し、令和6年4月26日に開催した三浦市まちづくり条例に基づく住民説明会及び個別説明等（4月30日～5月10日）を実施し、令和6年8月23日に建築基準法第48条に基づく近隣住民等説明をおこなっており適切に実施されている。また、事業目的としても災害時の拠点施設として災害対策本部を補完する役割が求められるとともに、来庁者や職員の安全を確保し、市民サービス機能を継続するため、高い安全性が求められることから新庁舎の整備を計画するという方針を提示しており、三浦市の市民の為の施設の充実及び向上に即した明確な方針が感じられる。
- ・ 都市計画及び事業決定の手続きについては、学識経験者で構成される三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会から、公募資料に関する意見聴取をした上で内容を決定し、令和5年1月に事業者公募を開始するとともに、都市計画の手続きについては、(1) 引橋地区の地区計画の変更について、三浦市都市計画審議会での審議を経て、令和6年2月20日変更告示がなされ、(2) 高度地区の制限緩和についても三浦市都市計画課に許可申請を行い、三浦市都市計画審議会での審議を経て、令和6年6月6日に許可を受けており、適正である。
- ・ 募集要項・要求水準書の段階で、パブリックコメントの他、市民説明会を開催することで市民の意見を取り入れ、設計内容に折り込むほか、地元住民への説明会を計4回開催しており、可能な限りの検討・検証を加えながら、将来に向けて市民の安心かつ安全に地域活動の拠点施設整備に注力してきたことが、説明内容により判断できる。
- ・ 施工計画上の工事用動線については、場内外共に固定しており、工事車輛の頻度に応じて、適宜ガードマンの配置を実施している。地域住民に対しても、全工期を通じて鋼製仮囲いまたは、バリケード等を設置し、工事の進捗状況を常時通知しており、第三者災害への防止措置を講じている。

- ・ 事業決定に至る手続きについて確認したが、建築工事に対する計画通知関係書類の他、計画実施に必要な事前協議及び申請等については、適切に実施しており妥当である。なお、公益事業者との協議の中で、電気事業である東京電力とは、本事業をきっかけとして、引き込み元となる電気施設の容量や受電ルート、受電方法等についても事前協議中との説明があり、それ以外の水道事業・下水道事業についても協議済みとの説明であり、妥当と判断した。
- ・ 関連工事相互間の調整について確認したが、当該敷地内における建設工事で一括発注方式であることから、隔週毎に火曜日午後1時30分より、工事担当課職員、工事監理者、請負業者（現場代理人、監理技術者、電気設備・機械設備業者等）により、定例会議を実施して工程等の調整を行っており、全体会議終了後に各工種の分科会を実施しており、実施記録からも監査時点での問題点は見当たらない。
- ・ 当該敷地における地中障害物又は既設埋設物の有無については、高等学校跡地を三浦市が埋め立て造成を行うとともに、既存建物の履歴から地中障害物が無いことを確認しており、ボーリングデータ等の地盤調査から支持地盤レベルも適切に確認するとともに埋設管等のチェックは行ったとの説明であり適正である。
- ・ 基本設計段階より、工事コストの縮減については、積極的に関与しており、イニシャルコスト・ランニングコストに対する比較検討を行い、光熱費削減（省エネ）、メンテナンスの容易性、耐久性のある材料選定等や各種設備機器等の仕様検討をすることで、トータルコスト縮減策として実施設計の見直しに生かされている事は、評価できる。
- ・ 当該事業（DB方式による一括）発注後に、大幅な設計変更並びに公共単価の上昇によりインフレスライド条項が適用されたことについては、事業者側からの提案プランに基づき、改めて検討したことで、面積増等の追加工事が発生した事や契約時と変更請求時の積算単価の上昇があり、賃金及び物価の変動率としており、妥当な判断である。

2) 設計内容に関する書類について

- ・ 建築確認申請時の主要な指摘事項の有無についてチェックしたが、申請書と図面の不整合の他、平均地盤面の捉え方についての指摘や避難経路における有効寸法の確認等であり、是正されており、適正である。
- ・ 事前調査については、公益事業並びに上下水道事業者との協議の他、敷地測量（地上及び地中埋設管）、地質調査、建物の基礎検討や地区内盛土に対する影響検討のためのボーリング調査、土壌汚染調査等により、基礎杭や盛土形状を決定したとの説明であり、評価できる。

- ・ 現場発生材の処理方法については、掘削土を場内に仮置きの上、全て場内で埋戻しとして再利用するほか、盛土用として使用する搬入土については、特性試験を行い、適正を確認したとの方針を明示しており適切である。
- ・ 構造設計上の地耐力の設定及び基準値については、地盤調査結果に基づき地耐力を設定するとともに、確認のため平板載荷試験を併用し地耐力の確認を行ったとの説明であり適切な措置である。
- ・ 施設の長寿命化や将来における維持管理等のライフサイクルコストについては、庁舎棟の屋根にメンテナンスを容易にするアルミ材の採用や、空調の効率化のための全熱交換機の導入やアトリウム自然換気等の設計を行っており、評価できる。
- ・ シックハウス対策については、実施計画書の確認はこれからとの説明であるが、一般居室については、全て24時間換気システムを採用するとともに、施工完了時に採取機器（パッシブ方式）による測定で、あらかじめ設定された測定箇所に対してホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン等、厚生労働省環境衛生基準により測定し、安全性を確認するとのことであり、適正である。
- ・ 耐震設計の考え方・留意点については、庁舎棟については耐震安全性の分類（Ⅰ）で実施しており、安全係数1.50を加算するほか、非構造部材A類、建築設備甲類の規定に基づいて、建築・空間計画と整合したバランスの良い合理的な架構形式、部材を選定しており適正である。また、隣接する付属棟については、耐震安全性の分類（Ⅲ）であるが、妥当な判断である。
- ・ 高齢者・障害者等に対する設計上の対応については、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に適合するよう設計を行っており、ユニバーサルデザインに基づいた計画や車椅子利用者のための専用駐車スペースの確保等、適正である。
- ・ 当該事業に対して新設された給水栓及び電気容量について、給水の引込みは40A、電気の引込容量は1200KVAであり、既存施設（市役所本館、分館、第2分館）の実績から、妥当な選択となっており、有効である。
- ・ 外部（外壁・屋根・窓等）からの熱の侵入・放散を防止する対策については、建物配置を東西に正対させ、壁面には断熱材を施工するとともに、屋根は外断熱工法、窓はLow-e複層ガラスを採用し、ZEB-Ready性能確保となる断熱を計画しているとのこと適正である。

3) 積算に関する書類について

- ・ 「単価」については、公募プロポーザル方式による設計・施工一括方式であ

るため、請負業者の積算による工事内訳書に準拠して単価を認知しており、適正である。

- ・ 積算内容の照査については、設計・施工一括方式であることから、請負者が成果物として設計書を作成し、担当部署（市長室、財産管理課）にてチェックし、承認したとの説明であるが、今回は、請負者を決定後に設計変更等が発生しており、性能発注であるとともに精算増減のための積算内訳を確定し、処理を行うことが必要となることから、規定・基準を明示することが望ましい。
- ・ 積算基準・積算資料等の整備状況と運用については、当該契約のみのケースではなく、三浦市としてどのように整備しているかの質疑であり、「神奈川県建築工事積算基準」や「神奈川県建築工事積算要項」並びに、国土交通省が整備している「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事積算基準等関連資料」等に準拠していることが、適正であり、再確認が望ましい。

4) 契約に関する書類について

- ・ 当該事業の契約形式は、DB 一括のプロポーザル方式による「随意契約」であり、民間ノウハウを最大限発揮できること、コスト・スケジュール的にも有効であることから、民間施設整備について借地権方式も含めて、採用したとのことで評価できる。
- ・ 公募プロポーザルの参加グループは2者であり、公募資料は、令和5年1月30日に公表し、同日から、令和5年3月13日まで参加受付、令和5年5月29日に事業提案書の提出期限としており、公表から資料提出までの期間は120日間であり、妥当である。
- ・ 入札の公告等の諸手続きについては、三浦市プロポーザル方式等の実施に関する要領を踏まえて、本市ホームページで公表し、公正に実施しており、適正である。
- ・ 工事の前払金保証並びに履行保証については、東日本建設業保証㈱が第三者として、市と保証委託者（請負業者）の工事請負契約による債務不履行により生ずる損害金に対する支払いを保証しており、その契約証書の写しを提出させている。
- ・ 請負業者に対しては、工事の継続及び作業員並びに第三者に対する安全を担保する為、事業主として請負業務加入保険（建設工事保険・賠償責任保険・労働災害保険）の状況を積極的に確認しており評価できる。
- ・ 追加契約あるいは設計変更に対する積算手続きについて確認したが、監査時点で既にプラン変更や精算増減を実施し承認したとの説明である。その場合、実勢単価の見直しによる増減の他、床面積増分や仕様変更等も精算対象であり、

変更契約については、令和7年1月22日に改めて議決を受けて締結したとの説明であり、適正である。

(2) 工事着工後における指摘事項

1) 施工管理に関する書類について

- ・ 総合仮設計画図については、基本的項目については表現され、カラーにより判り易く識別し表現されており、評価できる。更には、総合施工計画書の中で工事の進捗状況により工種毎に総合仮設計画図を差別化するとともに、作業動線・安全通路・揚重方法・仮設電気・仮設給排水・各種施設等を明示しており、全体実施工程表とともに現場事務所に掲示しており、評価できる。
- ・ 工事の進捗状況については、建築・電気・空調・衛生各工事を含めた一括発注であり、関連工事との調整や事業者・監督員・設計・監理者との定期的協議により効率よく進められており、工事監査時点では順調に推移していることが判った。一方で、ネットワークによる実施工程表については、主体となる建築工程に設備各工程が併記され関連工事に対する把握及び作業手順の調整を実施し、改善されており評価できる。
- ・ 施工要領書、各種試験・検査及び諸官庁等への届出については、請負業者から具体的に提示されているが、請負業者に対し着工時に提出予定リストとして提出させ書式を統一して、予定・実施・承認を徹底して内容の確認を定期的に共有することが望ましく、月毎の進捗状況に対する情報を相互にチェックするよう、参考事例を活用されたい。
- ・ 施工体制台帳の内容について確認したが、定期的に報告と確認がなされているとのことであったが、仕上工事が追い込みに入ると、短期の応援作業員も増員される可能性もあり、安全対策上の観点から、新規入場者教育はもとより、日々の作業員に対する監視と指導が引き続き重要である。
- ・ 現場の安全管理、特に安全巡視・安全教育については、朝礼・災害防止協議会・定例会議・新規入場教育を通じて実施しており、KY活動・安全パトロール・店社パトロール等を積極的に推進していることは評価できる。更に、朝礼用掲示板を活用して安全に関する通達や資料を掲示することで、作業員の安全意識向上に努めており適正であるが、安全目標時間は設定してあるものの、実施時間の併記も含めて改善されたい。
- ・ 現場周辺住民等への工事災害防止対策等について確認したところ、工事期間中の騒音対策として騒音振動計を設置し、防音シートの採用や低騒音重機の使用等も含めて記録も残しており、緊急時の連絡手段等を明示して作業開始するなど、近隣住民との良好な関係を維持しており評価できる。
- ・ 工事記録写真は、工事写真管理ソフト（フォトラクション）を活用して施工

順序に従って管理されており妥当であるが、隠蔽部分の対象となる配筋検査の記録写真については、むしろ別ファイルとした上でキープランを添付し記号仕訳することで、容易に検索出来て確認できる整理が可能となるので、助言した。

- ・ 建設廃材の分別・処分及び手続きについて確認したが、関係法令、リサイクル計画等に基づいての書類等のチェックにより、適切に行われていることが確認された。また、分別についても、敷地を有効に生かして積極的に分別収集し処理されており、コンテナを活用した分別収集に対する姿勢は適正である。

2) 施工監理（監督）に関する書類について

- ・ 「工事監理業務分掌区分」について確認したところ、工事監理者・監督員を含めた監理業務内容の仕分けや責任区分に対して詳述しているとは言えないが、工事の規模・内容に準じた具体的な工事監理業務が記載された業務委託特記仕様書として、確認できることから、今後において工事監理業務の細分化と責任区分について参考事例を提示したので、協議し相互の確認が望まれる。
- ・ 設計及び監理に対する業務委託契約及び仕様書等について質問したが、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約を含めた設計・施工一括発注として運用されているとのことであり、性能発注であることから適正である。
- ・ 工事監理月報について、項目及び記載内容をチェックしたが、業務委託特記仕様書に準拠しており理解できるものの、枚数が多く保管スペースも必要となることから、書式及び記載内容を工夫することで改善も可能であり、検討する余地がある。
- ・ 工事規模・内容から、監査時点での工事現況から判断して工程的に余裕があるとは言えない。今後の外装仕上及び屋根工事による止水処理の進捗具合にもよるが、竣工前には残工事工程表を作成させ、無駄のない緻密な工程管理を実践させることで手戻り作業を防止することが重要であり、留意されたい。

3) 使用材料承認及び試験・検査等に関する書類について

- ・ 監督及び検査・検収・立会については、工事監理者とともにいずれも厳正に実施されており、記録も適正に保管されている。

4) 維持管理業務について

- ・ 竣工後の維持管理基準及び保守点検マニュアルに対する整備状況については、三浦市として独自のものを作成していないとのこと、必要に応じて個々の施設で専門業者に業務委託するとのことであるが、今後において長期的視点及び経済性を考慮して、実施設計図書に基づいた長期修繕計画を作成し、関係法令等に基づき適切に点検、法定検査を実施するための維持管理基準及び保守点検マニュアル等の整備業務を現在総務部にて検討中との説明である。建築資材・設備機器に対する品質・技術・性能に対する改善は日々促進されており、定期

的に基準等の更新も有効であり、期待したい。

- ・ 長期的視点及び経済性から、要求水準書に基づいて設計段階では、メンテナンスコストを考慮した材料・機器等の選定を行い、維持管理段階では、長期修繕計画に基づき庁舎設備等を必要最小限のコストで適切な維持管理に取り組み、設備等を良好な状態で長く利用できるよう検討・検証しており評価できる。

2. 現場施工状況調査における所見

本調査時点における施工出来高は令和8年1月末段階によると、計画 43.85%、実施 39.14%であり、工程としては順調に進捗しており、鉄骨工事は完了しているが、外壁工事、屋根及び防水工事が進行中であり、内装仕上・設備工事が本格化する段階で、まだまだ気象条件に左右される厳しい状況であり、今後は内外装仕上及び電気・機械設備の為の資機材の搬入や作業員の増員が想定される状況下で、現地調査を実施した。

従って、既に施工を完了した躯体工事の出来栄や屋根工事・外装仕上工事の進捗状況、作業所内の総合仮設計画・安全管理状況そして建築・設備の作業員達に対する統括管理状況等を調査するとともに、今後予測し得る課題や問題点にも言及することで、事業目的をより明確に位置付け、かつ監査の意義を高めることに繋がればと考えるものである。

尚、特に留意すべき個々の指摘事項については、下記に示す通りである。

(1) 現場施工状況における指摘事項

1) 現場施工状況について

【 建築工事 】

- ・ 建設業法で規定されている確認済証・建設業許可票・労災保険成立票・鉄骨製作所標示・施工体系図等の掲示は、適切になされていた。
- ・ 躯体工事は完了し仕上・設備工事段階で、工事打合せ記録・工事記録写真・検査記録等で施工状況をチェックしたが、安全及び品質管理に対するしっかりとした姿勢が感じられる。現在進行中の内外装仕上、電気・機械設備工事等から判断して、施工業者の統括管理が徹底しているものと判断した。作業員達の巡視者に対する挨拶もきちんとしており、安全巡視及び安全教育等の活動を通じて施工業者の努力が活かされており、評価できる。
- ・ 労働安全衛生法第88条第2項、第4項の届出について、監督職員に確認したところ、外部足場・型枠支保工等設置届について既に届出ており、適切である。
- ・ 足場は、アルインコの「手すり先行工法のオクトシステム」に則って施工されており、近隣及び第三者への飛散防止対策として足場にメッシュシートを採用していることから、適正である。
- ・ 竣工引渡しまでの限られた工事工程の中で、気象条件、特に降雨対策は必要であることから、屋根廻り及び外壁廻りからの浸水を下層階の仕上げ・設備作業に

影響を与えないよう、屋根を含む上階からの浸水を仮設排水にて処理する事が肝要であり、留意されたい。

- 土工事中の雨水処理については、水中ポンプにてノッチタンクに集水し、排出したとの事で、適正である。
- 掘削土については原則として場内にて保管し、埋戻し及び盛土へ再利用するとともに、締固めとして、ローラーにて3回転圧したとのことである。ちなみに、将来への沈下の恐れについては、埋戻し部分が車輛等の通行帯にかかる部分で、確実に締め固めが出来ていない場合に影響が考えられるので、将来において車路部分の舗装工事に着手前に圧密テスト等で規制値以上であることをチェックすることが望ましい。
- 庁舎棟・付属棟に対する掘削時の法面对策については、オープンカットで施工し、法面をブルーシートで養生を行い、崩壊防止対策としているが、掘削段階で毎日法面の法肩及び掘削背面の沈下・隆起等の点検・確認を目視で行い、記録を残したとの説明であり、適正である。
- 床下防湿層敷きとして、ピット内天井部分を含め、土間コンクリート下に砕石敷(60厚)、捨てコンクリート(50厚)の上、断熱材(発泡ポリスチレンフォーム50厚)が採用されており、所定のエリアに密実に敷き込まれたかについては、立会い確認し写真として記録を残したとの説明であり、適切な対応である。
- 盛土材について、特性試験を行い、適正を確認したとのことである。
- ボーリング調査を付属棟も含めて、10ヶ所の土質調査結果に基づき、傾斜による影響もなく、支持層の安全性を確認しており、評価できる。
- 接基礎となる擁壁下端の長期許容耐力(20kN/m²)については、平板載荷試験により、強度の安全性を確認しており、適正である。
- 既成コンクリート杭(プレボーリング系拡大根固め工法)を採用しているが、杭の種類(PHC杭、PRC杭、SC杭)を複数使用した点については、要求性能に対して工事費と施工性を考慮して過不足ない杭仕様としたとの説明であり適正である。
- 基礎杭工事の適性な施工を確保するために講ずべき措置(H28、国交省告示)により、具体的な施工管理指針が示されており、支持層迄の根入れチェック等についてチェックしたところ、オーガーの抵抗値を測定し、土質柱状図のN値との相対的な対比により支持層と判断し、土質サンプルと確認したとの説明であり、適切な処置である。

- ・ 機械式杭頭接合工法（NCP アンカー工法）の採用については、在来工法と比較して施工性に優れ、基礎部の配筋納まりも有利と判断しており評価できる。
- ・ 杭の施工誤差による対策としては、施工誤差の全数検査を行い、必要な場所については、フーチングの形状及び配筋補強等で改善措置を行い、記録を残しているとのことで適正である。
- ・ 配筋検査については、全て検査記録と写真の保管が整備されており、適性であるが、工事記録写真とともに時系列及び部位毎にパソコンソフトでファイルされており、検索方法に手間がかかるので、配置プランによる識別方法を助言したので検討が望まれる。
- ・ 圧接部検査については超音波探傷試験にて、打設前に検査を行い合否の確認をしておき、不合格箇所は無かったと記録されている。
- ・ 生コンプラントは、横須賀生コンクリート(株)及び草川沼家生コン(株)を採用しており、いずれも JIS 規格(適)工場である。コンクリート打設についてはあらかじめ打設計画書を作成し、監理者承認の上で実施しており、階別・工区別に区分しており、打込み箇所毎のコンクリート打設記録で管理しているとのことであり、妥当である。
- ・ 骨材の産地・種類については、砕石・砕砂・山砂ともに下記の通りであり、各種試験データも規定内となっている。アル骨反応及び塩分量についても配合計画書を確認し、合格となっている。
呼び強度については、標準期、夏期、冬期に分けて補正しているが、骨材については、共通である。

細骨材：	混合砂	千葉県富津市	(山砂)
		三重県度会郡	(砕砂)
		大分県津久見市	(砕砂)
			(混合比：55：20：25)
粗骨材：	砕石	北海道北斗市	峯朗産
- ・ コンクリート打設計画書については、計画書式に拘泥することなく、打設部位に対応した内容とすることが望ましく、基本的な作業手順や作業方法を施工計画書でまとめ、作業員を交えた具体的な作業方針や注意事項等は、コンクリート打設前の周知会で実施しており、評価できる。
- ・ 現場調査時点では、コンクリート躯体（外周基礎及び床）部分に不具合箇所はなく良好であるが、既に補修されている部分も見られるので、モルタルの充填の度合いも確認すると共に、既に打設した部分も含めてコンクリート打設に対して、不具合に対する全数チェックした記録を残すことが重要であり、外周基礎廻りを中心に、将来において万が一発生した瑕疵（構造的欠陥・漏水等）に対する因果

関係を検索し易くするための手法として有効であり、留意されたい。

- コンクリート補修要領書については、コンクリート工事施工計画書の中で、事前に作成されており、コンクリート打設後の不具合や欠陥（ひび割れ、ジャンカ等）に対する補修を行い、監督員が立合い確認したとのことで、適切な措置であるが、部位毎に記録を残すことが望ましい。
- 供試体用コンクリートについては、現場受入時荷卸し時点で採取し、試験場屋外水槽で水中養生の上、圧縮強度試験は、建設材料研究所とのことで、結果は、部位毎にファイルしているとの説明であり、適正である。
- 当該工事における鉄骨製作工場は、鎌ヶ谷巧業(株)新潟白根支店（Hグレード）の工場であり、特記仕様書の規定を満たしている。
- 大屋根上部のトラス大梁の建方に対し、仮受支柱は用いず、事前に仮組み立てした上で、1 スパン毎の建て方をラフタークレーンにて行ったとの説明であり、屋根部分の上載荷重を含めたトラス自重に対するむくりを設定せず、完全固定して定置させたとの説明である。結果として想定範囲内で据付け完了して、構造設計者により了解されたとのことで評価できる。
- 柱・梁に対する半湿式ロックウール吹付（1H耐火、厚30）については、十分検討し、付着を考慮して錆止め塗装を中止するとともに施工状態を目視にて確認することが望ましく、経年劣化による地震時の剥離点検が目視で可能な対策を講じることが望ましい。
- 外部鉄骨柱等に採用される耐火塗料（1H耐火）については、SK耐火シート（SK化研(株)）等も有効であり、シートタイプの耐火被覆材で厚みが薄く平滑性があるため、工程短縮と臭気が抑えられるため、選択可能な材料である。
- 柱・梁に対する耐火被覆の中で、マキベエが採用されていることから、その部位・目的についてチェックしたところ、外周部 ALC 版受けの跳ね出し部分の鉄骨に使われるとの説明であり、有効な措置である。
- 鉄骨屋根及び構造鉄骨に対する組立後の溶接接合部分及び塗装の欠陥や露出部分への防錆対策や塗料については、設計図書の中で JISK5674 と規定しており、塗料の耐久性能とともに確実に自主検査確認することが望ましい。
- 外壁及び屋上設備機械室・階段室・ELV ホールの壁面に ALC 版（厚 100、フラット、リブパネル、縦張り）が採用されているが、地震動に対する検討についてチェックしたが、メーカー推奨の取付工法を採用し、本建物の層間変形角が 1/500 以下と極めて小さく抑えられており妥当である。

- 防水保証については、屋上部分の改質アスファルト防水（屋根露出防水絶縁断熱工法）については10年保証を確認しているが、ウレタン塗膜防水に対する防水保証（10年）についても受領することが望ましい。
- 屋上部分の排水計画で、排水経路・排水能力・止水性・耐候性等については、雨水排水計算を行い、雨水排水系統図として検討・検証したとのことで、適正であるが、降水量（100mm/H）の設定を過去の実績から決定したとのことで、近年の異常気象を想定して水抜きパイプの併用が望ましい。
- 外部打継目地・ALC廻りを含む外壁塗装に対するシーリング剤の種類については、目地含め現場塗装とするALC部はポリウレタン系（PU2）、その他のコンクリート外壁部は変成シリコン系（MS-2）が望ましい。
- 内部貯留槽等のピットに、ポリマーセメント系（防食タイプ）の塗膜防水があり、その用途・目的について確認したが、防食タイプは、汚水槽のみに採用し、消火水槽などの一般的な水槽はポリマーセメント系とのことで、適正である。なお、ELVピットの床・壁については、ケイ酸質系（浸透性）の塗膜防水が仕様設定されているが、水が溜まるとポンプ排水となるための防水対応であり、妥当である。
- 内部床磁器質タイル（300角）については、滑り抵抗値（0.4以上）のあるものを採用することが望ましい。また、大判サイズのための破損・ひび割れ等の対策として入荷時の材料確認とともに、下地処理について適切な施工方法（誘発目地）を選定することが大切である。
- 内部壁モザイクタイル（48×15、磁器質、ボード面）が採用されており、壁面下地との接着剤の適否については、材料承認及び施工計画書の中で確認することであり、温湿度を考慮した検討が望ましい。
- トイレ床に汚垂石（厚13、幅600、黒御影）が設定されるが、公共施設の中にあるトイレとして、汚れ、しみ等に有効な陶板製の選定が望ましい。
- 議場内壁面・LSD鋼製建具面の一部に県産材天然突板（W150、不燃加工）が使われているが、製材完了時又は、現場搬入時の材料確認に対する検査は、県産材を証明する資料を準備して、監理者とともに確認することが望ましい。将来の不具合（ソリや歪み等）を回避するためにも厳しく対処するとともに、記録として残すことが求められる。
- 施設内で使われる造作材及び構造材については、巾木、額縁、建具枠等に杉材が多く使われているが、ソリや歪み防止対策としてその他の木材についても、製材完了時又は現場搬入時に、適切に検査・確認するとともに記録を残すことが求められる。

- ・ 付属棟のブラインド Box、カーテン Box 等については、150×150、木製、厚 25 とあるが、材種の確定とともに、結露対策を講じた判断が必要である。
- ・ 縦格子ルーバー（ナラ集成材、30×105、W800×H3130 他 3 ヲ所）が採用されており、材種の選定及び通気性が悪いためのカビ対策や温湿度の変化によるソリや歪み等の対策については、要求水準を下回らない範囲として、事業者が保有する実績やノウハウ、予算を考慮して選定するとの説明であるが、性能発注であっても、品質・性能に対する決定責任は明確にすべきである。
- ・ 庁舎棟の吹抜屋根に金属屋根（スフィンクスルーフⅡ型、ゴムアスファルト系ルーフィング、木毛セメント板共）が使われており、防水保証も 10 年保証を確認するとともに、耐候性能、実績を考慮した選定であり、付属棟の二重元旦折板（G-160）とともに経年劣化等に対する有効材料であり、議場における遮音性能を考慮した、妥当な判断である。
- ・ 地震で天井の崩落等が発生しないよう、法的下地補強の他、天吊り空調機等の重量物の落下を防止する措置について確認したが、特定天井に該当していないものの、議場・打合せラウンジ等の天井内部のふところが深い箇所については、ブレース補強等の横振れや縦振れを防止する対策を講ずることが望ましく、天井仕上足場解体迄に再確認することが望ましい。
- ・ 屋上の室外機基礎及び受変電設備・発電機置場に設置されるアルミ目隠しルーバーについては、潮風等の影響もあり、経年劣化・耐風・防音対策を下地鉄骨も含めてどのように検討・確認されたかを記録として残すことが望ましい。
- ・ 渡り廊下屋根には、アルミハニカムパネル（谷樋・ドレーン共）が仕様として設定されていますが、耐候性能・経年劣化・耐風対策等について、要求水準を下回らないことをどのように確認し、記録として残すことに留意されたい。
- ・ 屋上部分にオーバーフロー管（SUS、Φ60）が仕様としてあり、その取付部位等をチェックしたところ、ALC のパネル目地部分を切り欠き設置することが適切な措置であり、留意されたい。
- ・ 屋上周りの格子手摺にスチール製（H=1100、溶融亜鉛メッキ、フッ素樹脂焼付塗装）が採用されているが、手摺子及び脚部の固定方法、潮風に対する防錆対策・経年劣化等について、要求水準をクリアしていることを協議の上で記録に残すことが望ましい。
- ・ 庁舎棟・付属棟共に、ブラインド Box（スチール、150×150）が多用されていますが、耐候性・耐湿性・防錆対策等について、要求水準をどのようにクリアしているかを協議の上、記録を残すことが望ましい。

- ・ 天井部分にアルミ製木調ルーバー（150×30、@150）が仕様設定されていますが、防湿・防錆対策については、具体的に協議の上、要求水準をクリアしている点を記録として残すことが望ましい。
- ・ 1・2・3F エントランスホール及び2・3F 風除室天井にもアルミ製木調ルーバーが使われていますが、潮風の影響も含めて、防錆対策・経年劣化対策として、有効であることを協議の上、記録に残すことが望ましい。
- ・ 打放し型枠補修としてのコーン処理については、防水剤を混入したモルタルを充填する措置を採っており、妥当であるが、外部足場解体前に外壁周りの点検を行い、密実に固定されていることを確認することが望ましい。
- ・ 外装建具枠廻りの防水モルタル充填については、外壁が乾式工法のため、シーリング材の劣化を想定して、二次側の浸水対策をどのように検討し決定したかを記録として残すことが望ましい。
- ・ 屋上周りの防水下地コンクリート押え完了後に、あらかじめ設定した排水経路に対し、水勾配が適正であり、降雨後に水溜り等が発生していないことを立会い確認し、記録に残すことが望ましい。
- ・ 建物外周部分のコンクリート打放し巾木については、耐候性を高めるためにフッ素樹脂塗装（クリアタイプ）仕上とすることで適切な措置である。
- ・ 外装建具（アルミ製建具、アルミ製排煙窓、アルミカーテンウォール及びスチール建具等）に対する耐風圧性・気密性・水密性の確認については、建具性能仕様書でチェックしたとの説明である。カタログ及び製作要領図の段階で納まりを検討するとともに、重要部位についてはモックアップ（模型）等で品質チェックすることが効果的であり、検討されたい。
- ・ 外装アルミ建具の外部水切板が、取付部躯体開口下端で漏水の恐れもあることから内部側にダブルシール等で止水対策を検討しているとの説明であるので、適切に防水モルタル充填させるよう留意されたい。
- ・ 開き戸・引き戸・ハンガードアなどに対する「はさまれ事故」対策については、開き戸には戸先にゴム、引き戸には引き残し、自動ドアには挟まれ防止柵を設ける等、具体的対策があるので施工後の再チェックが望ましい。
- ・ 自然換気システムが採用されており、電動による強制閉鎖機能（風速・雨等）となっているが、落雷時は一時的に電源が落ちる可能性もあり、対応策について検討が望ましい。

- 壁埋込み戸（片開き・両開き等）については、カードリーダー対応電気錠としての仕様設定があり、停電時の対応としては、停電時自動解錠又はサムターンによる解錠で、避難可能な設定が望ましい。
- 自動扉開閉装置としてのドアエンジン（引分け、片引き）があり、停電時の緊急時対応については、避難経路に設定されている箇所は停電時手動対応可能とのことで、再確認が望ましい。
- 各種ガラスの用途・目的については、自動ドア等は強化ガラス、防火区画の扉は、その認定形状に応じて耐熱強化又は耐熱合せ、外部に面するガラスは原則としてすべて複層ガラスとのことで妥当である。
- 外壁 ALC 板の外装仕上げとして、フッ素樹脂塗装（下地処理共）が設定されていることから、耐候性能・実績等について確認し、記録を残すことが望ましい。
- 外部軒天部分（コンクリート下地）については、アクリルリシン塗装（素地ごしらえ共）が採用されているが、品質性能・実績等について協議の上、材質的にコンクリートに含浸し、コンクリート劣化を抑制し、美観を維持するとともに退色しないことを確認することが望ましい。
- 床（OA フロア下）の防塵塗装として ABC 商会のカラートップが仕様設定されており、有効な選択であり、適正である。
- タイルカーペット（ループパイプ、50 角、厚 6.5、厚 10.0）が仕様として採用されているが、用途別に使用範囲をチェックしたところ、上級室（市長室、議会事務局、正副議長室等）と一般執務室（執務室、事務室、会議室、吹抜けホール等）とに識別するとの説明であるので、経年劣化による補修も含め、それぞれのタイプ別に予備を保管するよう留意されたい。
- タイルカーペットには、2 種類（ループ、カットパイル）あり、用途に応じて、使用頻度等も考慮して、高級感を出す居室には、カットパイルが使用されるので、選択の余地から検討することが望ましい。
- 議場の床材として、議長席などの階段部分は、床を上げるため鋼製二重床を使用する場合を除き、議場廊下も含めて、ロールカーペット（12 厚、8.5 厚）が採用されているが、将来のカーペット補修や取替え及び床配線の改修等に不都合なケースもあり、廊下部分については、タイルカーペット（カットパイル）の活用も有効であり、検討されたい。
- 外部建具枠廻り及びデッキ下・外周壁裏面に現場発泡として硬質ウレタンフォーム吹付（厚 35）があり、断熱性能に有効であるが、内部側の吹付に際して耐火性が高く、火災防止策を点検・確認することが必要である。

- 長尺ビニール系床シート（エポキシ接着熱溶接工法）が多く使われており、その性能別用途・目的についてチェックしたが、性能別にメーカーカタログで発注者に説明したとのことであり、最近の種類も多く用途別に選定するケースもあり、個々に確認することが望ましい。
- フリーアクセスフロアに対応するものは、塩ビタイル（厚 3.0、一段、防滑、防汚、抗菌等）が使われ、それ以外は塩ビ長尺シートとの説明であるが、それぞれの用途に応じた性能をもつ、長尺シートを選択することが望ましい。
- 床材として、コンクリート防塵塗装が設備機械室、EPS、PS、消火機械室等に仕様設定してあり、用途・目的及び施工部位に対して、金庫室、2・3F 倉庫、メンテナンス歩廊等に使われる浸透性表面硬化剤と比較して、どのように要求水準に対して、使い分けているかを、明確にチェックし、記録することが望ましい。
- 耐火遮音間仕切壁（耐火 1H、グラスウール充填 24K、厚 50）について部分的に採用しており、そのメーカー名・材種・納まり・性能については、設計仕様の中で具体的に例示してあり確認したとの説明であり、妥当である。
- 内壁・天井及び建具枠周りに対する断熱材吹付け（現場発泡ウレタンフォーム、厚 40）部分で、建具及び設備配管等の取付の前に断熱材吹付けが先行すると、欠落等の駄目回りが多くなるので、壁面仕上前に断熱材充填が完了していることを再チェックすることが望ましい。
- 床材として OA フロア及び鋼製床組（耐震性能）が採用されており、将来のレイアウト変更に対応できるよう検討されているかを質問したが、現在検討中とのことである。全てのユニット床版に通し番号を付けるとともに、方向指示マークを付けたものを敷き込むことで、初回の不陸調整完了後は、配置プラン図を活用することで、いかなるレイアウト変更にも対応可能であり、参考にされたい。
- 柱・壁仕上として、高意匠化粧シート貼り（不燃下地、厚 6.0）とあり、その材質・種類、施工部位・使用目的・有効性については、事業者の培ってきた実績等のノウハウに一任するだけでなく、擦傷・汚染等について要求水準に達していることを具体的に提案させ、記録として残すことが望ましい。
- エレベーター使用に伴い、地震時・停電時等の緊急対策については、最寄階に停止する仕様となっているものの、緊急時の連絡体制について、竣工検査時にメーカーも加えて取扱い説明書により具体的に三浦市周辺で即応可能であることを確認することが望ましい。
- 屋上部分の歩廊にウッドデッキ（木調タイル）が設計仕様としてあるが、下地金物・根太クロスを含めて、固定強度、耐久性、清掃クリーニングの容易性、

排水ドレーンと点検柵の位置等に関して、メンテナンス対応を具体的に検討・検証することが望ましい。

- ・ 屋上庭園の植栽等に対する散水設備等の対応についてチェックしたが、自動灌水システムを設置する場合、停電時の植栽等への注水については、具体的に検討されたい。
- ・ 外構部分の車輛通行帯に対する路盤の施工について、施工手順・圧密度等の品質性能基準について確認したが、表層の鋤取り部分も多く発生し、発生土による埋戻しもあることから、舗装工事着手前に、再度締め固め状態をCBR試験により確認する事が望ましく検討されたい。

2) 安全管理状況について

- ・ 現場の仮囲いは、専用鋼板（H=3.0m）及びバリケードフェンス（H=1.8m）によりしっかりと設けられている。建地補強用の控え柱も鋼管パイプで緊結されており、適切で安全である。また、場内への出入口は、1か所に集約してゲートが設置され、警備員による監視がなされていることから問題ないが、ゲート廻りに現場事務所も含めた場内案内図又は、配置図があれば部外者の不用意な立入りを回避できるので検討されたい。一方で将来の外構工事を控えて仮囲いの取外し時点で、現在未供用ではあるが新設計画道路にも接しているため、外部から第三者の侵入防止策を事前に検討することが望ましい。
- ・ 場内への出入口ゲート周辺及び、外周廻りの公道を通行する工事車輛についても、制限速度を遵守しており、監視員も常時配置されていることから、施工業者の姿勢が評価できる。
- ・ 仮設電気引き込みの為の分電盤に対する開閉状況及び管理者による定期点検については、継続的に行われており、点検記録も残されており適正である。
- ・ 労働安全衛生法第88条第2項に対する届出及び変更対応も完備しており、現場における足場架設状況も適切である。但し、今後の作業の中で、外壁仕上げのための器具や金物取付の他、塗装工事も多いので、躯体との隙間養生を先行することで、上下作業の安全性を確保すると共に、落下防止に心掛けることが求められる。
- ・ 仮設足場、特に高所作業用足場又は台車等に対する取り扱い責任者と日常利用者との取り扱い上のルールを事前に確認し、遵守させることが望ましいので、助言した。
- ・ 工事安全打合せファイルを点検したが、書式・項目については事業者独自の工夫が見られ、日常管理の中で指示・点検・確認のプロセスも実践されており、良好である。また店社パトロールに対する指摘事項と改善及び記録も有効に活用さ

れており評価できるが、今後益々工事が錯綜していく中で作業員の増加も見込まれることから、工事関係者に対する更なる周知徹底が望まれるので、留意されたい。

- ・ 場内特に外部足場廻りに取付けられた安全看板や標示板等が、完全に固定されないまま放置されており、安全管理の立場から、定期的にチェックし是正されることが望ましいので助言した。
- ・ 外壁 ALC 板の取付及び屋上部分の防水工事が先行することで、場内への雨水等の侵入が防止されるが、現状では、内部への漏水対策として仮設排水等により、建室内の浸水を抑えることが望ましい。
- ・ 建屋内への作業員の進入路等については、早期に計画し、不用意に開口部からの出入りを阻止することが安全にも有効なので、標示看板等で明示するとともに、外部足場と外壁の隙間や階段室等の縦シャフトや開口については、不用意な工具や物の落下防止のための養生ネットや床巾木等を徹底することが望ましい。
- ・ 施工場所における資材保管場所が確保され、資材等がその場で整理整頓されており、適切な現場環境保全が実施されている。
- ・ 夏場の熱中対策として、施工現場の各階での休憩場所や給水機の設置等が実施されていたとのことであり、適切な安全対策が行なわれていたことが理解できる。

3. その他の所見

現庁舎（本館）は、昭和 46 年に竣工した施設であり、第 2 分館として使用している旧三崎中学校校舎（昭和 47 年竣工）も含めて旧耐震設計基準のため、耐震診断により耐震補強を実施しているが、市庁舎の統合が課題であった。大規模な地震が発生した場合、災害拠点施設としても有効に利活用することが難しく、市役所業務が継続できない可能性も想定されるため、本格的に建替えを前提に、市民交流拠点整備事業を立案し、公募資料を作成し、内容を決定して、令和 5 年 1 月に事業者公募を開始している。市内に点在した行政機能を集約化する新市役所をはじめ、市民生活と密接に関係する県の保健衛生機関を組み合わせた庁舎を、市域全体を一体化する役割をもつ中心核に必要な公共施設とすることを目指すものである。来庁者や職員の安全を確保するとともに、市民サービス機能を継続するための高い安全性をもつ新庁舎整備事業であり、計画当初から、施設に対する規模・需要に十分な検討・検証を行っていることが、設計及び仕様書に反映されている。

設定された工事コスト・工程の中で、品質・性能に対する最大限の努力をすることで事業者及び市民に対する信頼を得るとともに、将来に向けて地域の災害拠点施設として貢献できるものであり、残された工期の中で積極的に工事監理することが望ましい。

施工途上における工事監理ではあるが、工程的にも順調に推移しており、設計デザインにふさわしい施工品質の実現の為に、無事故無災害は当然として、将来に瑕疵や品質上のトラブルを発生させないように、監督員は工事監理者・請負業者との更なる緊密な

連携を図りながら、要求水準書にふさわしい庁舎整備事業の実現に邁進されることを願うばかりである。

今後工期末までの約10ヶ月の間に内装、機器設置、試験・調整等、工事錯綜時期を迎えることになるが、確実な施工及び着実な安全管理を実現するために、発注者、請負者、監理者は協力して様々な工夫をこらしながら、作業者に対しての危険予知に関する情報提供を充実させることが必要である。定例会等において、今後の工程に関するこれまでの事故発生、不具合発生事例等の情報を作業者に提供し、タイムリーに危険予知情報を認識してもらうような取り組みが実施されることが望ましい。

一方で、竣工引渡時期が冬期であるので、夏の冷房試運転計画について作業内容や実施時期を示す計画書の提出について検討が必要である。

とりわけ、週間・月間工程の中で、見直しされる実施工程に対し関係者全員による周知徹底とその達成に向けて、工事監理者による強いリーダーシップが求められるとともに、作業所を統括管理する現場代理人による、更なる努力が期待されるものである。

この度の工事監査を振り返り、事業担当者・監督員・監理者・施工各社との間に当該事業に対する協調体制が感じられ、特段の問題点は見られないが、残された工事工程の中で可能な限りの品質・性能の向上を目指して、更なる改善・指導等を助言したので、ステップアップの布石となれば幸いである。